

平成26年度 都道府県医療介護連携調整実証事業	
第2回都道府県在宅医療・介護連携担当者 ・アドバイザー合同会議(H26.10.09)	参考資料1

全国介護保険担当課長会議資料についての
Q & A 【9月19日版】

全国介護保険担当課長会議資料についてのQ & A 【9月19日版】

目 次

【介護保険計画課関係】

1. 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）について…… 1
2. サービス見込量、保険料推計に当たっての留意事項等について…………… 6
3. 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について…………… 11
4. 介護給付の適正化について…………… 49

（介護保険計画課資料）

- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正（案）について…………… 51

【振興課関係】

1. 新しい総合事業等について…………… 55
2. 地域支援事業の充実、地域包括支援センターの機能強化等について…………… 55
3. ケアマネジメントについて…………… 58
4. デイサービスについて…………… 60

（振興課資料）

1. 定期巡回・臨時対応サービスの現状と課題について…………… 73
2. 福祉用具について…………… 74

【老人保健課関係】

- 在宅医療・介護連携の推進について…………… 76

【基金関係】

- 新たな財政支援制度（基金）等について…………… 79

問177 「適切に実施できる事業体に委託できる」となっている点について、(ア)～(ク)に係る各事業について、個別に複数の事業体に委託することは可能か。例えば(カ)のみ医師会に委託し、その他は多職種連携を目的とした任意団体等に委託することが可能か。

(答) 可能である。

担当： 老健局老人保健課（内線 3962）

問178 事業の内容として示された8つの事業について、詳細はいつごろに情報提供がされるのか。

(答) 可能な限り早期に情報提供する。

担当： 老健局老人保健課（内線 3962）

問179 在宅医療・介護連携については(2)在宅医療・介護連携の推進事業の内容の全てを実施することをもって、「事業を行う」と解するのか。

(答) 平成30年4月には、原則として(ア)～(ク)の全ての事業を実施していただく必要があると考えている。それまでは(ア)～(ク)の一部を実施している場合も、在宅医療・介護連携推進事業を実施している解釈とする。

担当： 老健局老人保健課（内線 3962）

問180 地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業と在宅医療推進事業、さらに新たな財政支援制度（基金）の活用による在宅医療・在宅介護の推進事業のすみ分けについて、どのように整理されているのか考え方をお示しいただきたい。

（答） 新基金の対象事業については、診療報酬や他の補助金等で措置されているものは対象外としている。このため、在宅医療・介護連携推進事業で位置づけられた事業（その一部を含む）と同じ内容について、新基金による補助の対象とすることはできない。

なお、地域医療再生基金については、平成27年度内に限り、在宅医療・介護連携推進事業と同じ事業を実施することは可能である。

担当：老健局老人保健課（内線 3962）

問181 事業の一部を群市医師会等に委託することができるとなっているが、すべてを委託してはいけないのか。いずれかを市町村が直営にて実施しなければならないということか。
一部を医師会に、残りを地域包括支援センターに委託し、市町村は直営にて実施しないという選択も可能か。

（答） 一部の内容については、必ず市町村が実施することが必要であると考えており、委託不可とすることを検討中。また、専門性の高い内容については、地域の実情に応じて委託可能とすることを検討しており、事業の内容に応じて、それぞれ別の機関・団体に委託することも可能とすることを検討中。

担当：老健局老人保健課（内線3962）

問 1 8 2 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築は在宅医がいないという実情がある自治体がある。その場合、関係機関のネットワークにより24時間の問い合わせ等の対応が可能であれば良しとするのか。近隣の自治体の医師が対応してくれるのであれば、広域連携になるかと考えるが、他市町村の対応は不可能という場合は少なくない。

(答) 地域の実情に応じて、在宅医療以外の医療・介護サービス資源も活用しつつ、可能な限り24時間の問い合わせに対応できる方策をとっていただきたい。

担当：老健局老人保健課（内線3962）

問 1 8 3 資料364 ページ「(3)留意事項」に、「原則として、(ア)～(ク)の全ての事業項目を実施」とあるが、平成27年4月1日に(ア)～(ク)の一部のみを実施している場合、改正法附則第14条第3項の条例を定める必要はあるのか。

(答) (ア)～(ク)の一部を実施していれば条例制定は必要ないものとすることを検討中。

担当：老健局老人保健課（内線3962）

問 1 8 4 留意事項に、「原則として全ての事業項目を実施」とあるが、準備が整った事業から順次事業開始することは可能か？また、準備が整わなかった事業は、平成31年度以降の実施でもやむを得ないとの意見があるが、いかがか？

(答) 順次開始することで構わないが、平成30年4月には、原則として(ア)～(ク)の全ての事業を実施していただく必要があると考えている。

担当：老健局老人保健課（内線 3962 ）

問185 説明の中で「在宅医療連携拠点事業の成果を踏まえ・・・」とあったが、同事業は「在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、介護支援専門員の資格を持つ看護師等及び医療ソーシャルワーカーを配置して行われた事業」であったために成果をあげたものと認識している。

そのような資源を持たない市町村が、「(カ) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築」を行うにあたり、どのように進めるのか、具体的な取り組み例を挙げていただきたい。

(答) 在宅医療・介護連携推進事業においても、在宅医療・介護連携についての窓口を設置し、そこに介護保険の知識を有する看護師、医療ソーシャルワーカー等の連携調整役を配置することを考えている。

なお、医療・介護の連携支援を担う人材の育成については、基金を活用することを検討中。

担当：老健局老人保健課（内線3962）

問186 現在、茨城県で行われている在宅医療・介護連携拠点事業が平成27年度で補助金が終了となるが、本財政支援制度にて引き続き対応していただけるのか。

(答) 新基金の補助の対象とすることはできない。(ア)～(ク)の取り組みを地域支援事業で実施していただきたい。

担当：老健局老人保健課（内線3962）

問187 「介護施設等の整備に関する事業」や「介護従事者の確保に関する事業」は含まれていると記載されているが、在宅医療・介護連携に重要な「新たに訪問看護ステーションを設置する場合」や「既存のステーションが24時間体制をとる場合の人員確保」についても対象となるのか。

(答) 7月28日開催の全国介護保険担当課長会議にてお示したとおり、基金の具体的な対象事業については、平成27年度予算編成過程で検討していくこととしている。同様に、既に一般財源化されたもの等については慎重に検討すべきとお示ししているところである。

担当：老健局老人保健課予算係（内線3959）